

大分県報

令和元年
九月三十日
号外（三）

（月曜日）

目次

規則

狂犬病予防法施行細則の一部改正……………	一
大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………	一
大分県産業科学技術センター及び大分県立竹工芸訓練センター機械器具貸付規則の一部改正……………	一
大分県農林水産研究指導センター機械器具貸付規則の一部改正……………	一
病院局管理規程……………	一
大分県病院事業行政財産使用料徴収規程の一部改正……………	二
告示……………	二
大分県低入札価格調査実施要領の一部改正……………	二
企業局訓令……………	二
大分県企業局固定資産取扱規程の一部改正……………	二
○規則……………	二
狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年九月三十日……………	大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県規則第三十一号……………	大分県知事 広 瀬 勝 貞
狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則……………	大分県知事 広 瀬 勝 貞
狂犬病予防法施行細則（昭和二十六年大分県規則第十八号）の一部を次のように改正する。 第五条第一号中「四百十円」を「四百二十円」に改め、同条第二号中「四千三百円」を「四千四百円」に改める。	大分県知事 広 瀬 勝 貞

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十二号

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号中「四百十円」を「四百二十円」に改め、同項第二号中「四千三百円」を「四千四百円」に改め、同条第二項各号中「七千四百円」を「七千五百五十円」に改める。

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

大分県産業科学技術センター及び大分県立竹工芸訓練センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十三号

大分県産業科学技術センター及び大分県立竹工芸訓練センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則

大分県産業科学技術センター及び大分県立竹工芸訓練センター機械器具貸付規則（昭和三十一年大分県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

大分県農林水産研究指導センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十四号

大分県農林水産研究指導センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則

大分県農林水産研究指導センター機械器具貸付規則（平成二十一年大分県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「額。」を「額」に、「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院事業行政財産使用料徴収規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月三十日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第二号

大分県病院事業行政財産使用料徴収規程の一部を改正する規程

大分県病院事業行政財産使用料徴収規程（平成十八年大分県病院局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

別表中「百分の八」を「百分の十」に改める。

附則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

○告示

大分県告示第二百十五号

大分県低入札価格調査実施要領（平成十二年大分県告示第六百七十二号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四の（一）及び第五中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附則

この告示は、令和元年十月一日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第一号

本 局
事 業 所

大分県企業局固定資産取扱規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第六号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月三十日

大分県企業局長 岡 本 天津 男

第二十七条第一項の表中「百分の八」を「百分の十」に改める。

附則

この訓令は、令和元年十月一日から施行する。